

令和 8 年度 放置自転車等総合対策業務委託（公募型プロポーザル）にかかる質問への回答

番号	質問箇所	質問事項	回答
1	業務仕様書（案） 6（4）②	実施体制は、軽貨物自動車15台と有りますが、撤去場所を考慮し、日によっては15台以下での対応も可能でしょうか？ また、撤去場所によっては、撤去効率を考え、軽貨物自動車より大きいサイズの車両を使用することは可能でしょうか？	啓発・撤去運搬業務の実施日においては軽貨物自動車15台の配車が必須となります。 また、軽貨物自動車15台の配車を他の車種に変更することは不可とします。 なお、本公募期間中に本市都合により配車台数等の実施体制を変更する場合は、11月5日（水）までに本HP上にて変更した業務仕様書（案）を掲載します。
2	業務仕様書（案） 6（4）①	実施時間は17時から22時の間と有りますが、17時に開始し、22時に完了させるということですか？もしくは17時から22時の間で、受託者が、撤去場所や撤去予定台数を考慮し、任意でその時間内で作業開始時間と完了時間を決めてよいということでしょうか？	17時に開始し、22時に完了するものとしますが、あらかじめ監督職員から指示があった場合は異なる時間帯に5時間実施いただきます。
3	業務仕様書（案） 6（4）②	実施する車種について、軽トラック以外ほかの車種の利用は可能でしょうか？（2 tトラック、4 tトラック等）	軽貨物自動車15台の配車を他の車種に変更することは不可とします。 なお、本公募期間中に本市都合により配車台数等の実施体制を変更する場合は、11月5日（水）までに本HP上にて変更した業務仕様書（案）を掲載します。

番号	質問箇所	質問事項	回答																																																																																					
4	業務仕様書（案） 6（5）③	コールセンターで受ける問合せ件数の参考とさせていただきたく、現在、各工営所様および建設局自転車対策担当様、各保管所に直接入っている問合せ件数（月間）についてお伺いできますでしょうか。	撤去に関する問合せ・要望等の月間受電件数（概数）は次のとおりです。 （単位：件） <table><tr><th colspan="2">部 署</th><th>撤去問合せ</th><th>撤去要望</th><th colspan="2">部 署</th><th>撤去問合せ</th></tr><tr><td rowspan="8">工 営 所</td><td>中 浜</td><td>30</td><td>70</td><td rowspan="14">自 転 車 保 管 所</td><td>宮 原</td><td>480</td></tr><tr><td>田 島</td><td>20</td><td>90</td><td>三 国</td><td>50</td></tr><tr><td>津 守</td><td>10</td><td>80</td><td>弁 天 町 北</td><td>100</td></tr><tr><td>市 岡</td><td>60</td><td>120</td><td>市 岡</td><td>820</td></tr><tr><td>住 之 江</td><td>10</td><td>40</td><td>瓜 破</td><td>410</td></tr><tr><td>平 野</td><td>30</td><td>60</td><td>福 町</td><td>250</td></tr><tr><td>野 田</td><td>70</td><td>60</td><td>南 港 東</td><td>120</td></tr><tr><td>十 三</td><td>40</td><td>60</td><td>我 孫 子</td><td>150</td></tr><tr><td colspan="2">自転車対策担当</td><td>20</td><td>30</td><td>安 田</td><td>480</td></tr><tr><td colspan="2">計</td><td>290</td><td>610</td><td>中 津</td><td>300</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td>緑 橋</td><td>350</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td>高 津</td><td>380</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td>浪 速 西</td><td>860</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td>計</td><td>4,750</td></tr></table>	部 署		撤去問合せ	撤去要望	部 署		撤去問合せ	工 営 所	中 浜	30	70	自 転 車 保 管 所	宮 原	480	田 島	20	90	三 国	50	津 守	10	80	弁 天 町 北	100	市 岡	60	120	市 岡	820	住 之 江	10	40	瓜 破	410	平 野	30	60	福 町	250	野 田	70	60	南 港 東	120	十 三	40	60	我 孫 子	150	自転車対策担当		20	30	安 田	480	計		290	610	中 津	300					緑 橋	350					高 津	380					浪 速 西	860					計	4,750
		部 署		撤去問合せ	撤去要望	部 署		撤去問合せ																																																																																
工 営 所	中 浜	30	70	自 転 車 保 管 所	宮 原	480																																																																																		
	田 島	20	90		三 国	50																																																																																		
	津 守	10	80		弁 天 町 北	100																																																																																		
	市 岡	60	120		市 岡	820																																																																																		
	住 之 江	10	40		瓜 破	410																																																																																		
	平 野	30	60		福 町	250																																																																																		
	野 田	70	60		南 港 東	120																																																																																		
	十 三	40	60		我 孫 子	150																																																																																		
自転車対策担当		20	30		安 田	480																																																																																		
計		290	610		中 津	300																																																																																		
					緑 橋	350																																																																																		
					高 津	380																																																																																		
					浪 速 西	860																																																																																		
					計	4,750																																																																																		
	可能であれば、下記のように内訳も併せてご教示いただけますと幸いです。 ・工営所様ごとの件数 ・保管所ごとの件数 ・問合せの内容別内訳（例：苦情・要望、撤去要望 など）																																																																																							